

1. 大学，高等学校，高等専門学校，専修学校又は各種学校

【修業年限が1年未満のものを除く】

(注) 当該年度に入学する学生又は生徒に係る健康診断に要する費用が対象

2. 矯正施設

3. 刑事施設

4. 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設，更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設

【社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号に規定する施設】

5. 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム，特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム

【社会福祉法第2条第2項第3号に規定する施設】

6. 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設

【社会福祉法第2条第2項第3の2号に規定する施設】

7. 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設

【社会福祉法第2条第2項第4号に規定する施設】

8. 障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営を
することができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設

【社会福祉法第2条第2項第5号に規定する施設】

9. 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設

【社会福祉法第2条第2項第6号に規定する施設】

（注）4から9の施設においては、65歳以上の収容者（当該年度内に65
歳に達する者を含む）に係る健康診断に要する費用が対象

《 全ての施設は、国、都道府県又は市町村の設置するものを除く 》